

(様式 1)

教総第 291 号

令和 6 年 2 月 28 日

文部科学大臣 殿

見附市長 稲田 亮

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第 12 条第 4 項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

見附市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和 4 年度～令和 6 年度（3 年間）

（担当）

見附市教育委員会教育総務課 山谷

住所：新潟県見附市昭和町 2-1-1

電話：0258-62-1700（内線 411）

メールアドレス：ky-soumu@city.mitsuke.niigata.jp

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

- ①建築から29年が経過している見附市立田井小学校について、学校の個別施設計画である「学校施設長寿命化計画」に基づき長寿命化を図る。
老朽化が著しく、外壁や窓枠からの雨漏りが発生している校舎及び体育館の外壁補修、窓枠シーリングなどを行うほか、予防保全型の更新として新築から未改修の屋上防水シートの張替えを行い、経年による機能・性能の劣化を回復する。
- ②昭和49年建築の名木野小学校、昭和51年建築の今町中学校について、PCBを使用した照明器具の交換工事を行い、法令により処理期限が定められているPCB含有器具の適性な処理を行う。
- ③見附小学校 屋上防水及び外壁改修工事
新築から30年が経過している見附小学校について、「学校施設長寿命化計画」に基づき部位改修工事を実施する。老朽化が著しく、外壁や窓枠からの雨漏りが発生している校舎及び体育館の外壁補修、窓枠シーリングなどを行うほか、予防保全型の更新として新築から未改修の屋上防水シートの張替えを行い、経年による機能・性能の劣化を回復する。

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

- ①葛巻小学校 ランチルームエアコン設置工事
令和6年4月、普通教室1室不足が見込まれるため、既設の図書室を普通教室に改造し、図書スペースをランチルームに移設する。
冷房設備のないランチルームにエアコン(GHP)を設置し、子どもたちの図書環境を充実させる。
- ②見附中学校 FF暖房機更新工事
新築から34年が経過している見附中学校の校舎内のFF暖房機は、経年により基盤等の故障が多発しているが、設置から30年以上が経過し修理部品が供給されていない状況のため、予防保全型の更新としてFF暖房機の入れ替えを行い、経年による機能の劣化を回復する。
- ③西中学校 屋根庇修繕工事
新築から36年が経過している西中学校の校舎窓枠上部の屋根庇が、経年劣化により錆が発生し、屋根部材が剥離・落下しており、通行する生徒や職員に衝突する危険があることから、カバー工法による屋根庇の修繕を行い、安心・安全な教育環境の確保を図る。
- ④見附小学校 空調更新工事
新築から30年が経過している見附小学校は、経年により空調(FF暖房機やGHPエアコン)の不具合が多発しており、都度修理を行ってきた。しかし設置から30年以上が経過し修理部品が供給されない状況のため、予防保全型の更新工事として空調の入れ替えを行い、経年による機能の劣化を回復する。
- ⑤見附小学校 LED照明更新工事
新築から30年が経過している見附小学校は、校内の主な照明は蛍光灯を使用している。経年により安定器の故障が増えており、修理したいと考えているが、修理部品の入手が困難になっていることから、この機会に、節電効果や照度増大が期待できるLED照明化を図り、子どもたちの学校生活を充実させる。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等	学校等
小学校	8 校
中学校	4 校
義務教育学校	0 校
中等教育学校(前期課程)	0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)	1 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)	2 園
幼保連携型認定こども園	3 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)	3 校
教員及び職員のための住宅	0 戸
学校給食施設	単独校調理場
	共同調理場
スポーツ施設	学校水泳プール
	学校武道場
	社会体育施設

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	有	令和3年2月12日
国土強靭化地域計画 ^{※2}	有	令和4年3月31日

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

本計画の初年度に、目標の達成状況を評価するための指標を検討する。 計画期間終了後、指標に基づく評価を実施し、評価結果は市のホームページ等で公表する。

(様式3)